

相続

人は死亡すると同時に原則、その子へと財産的権利・義務が承継（バトンタッチ）されます。

権利とは積極財産すなわち不動産、現金、預貯金、有価証券等であり、義務とは消極財産すなわち負債、借金です。

ただ相続人の側にもその承認の仕方は以下の3通りの方法があります。

（民法第915条第1項）

（1）単純承認 （2）限定承認 （3）相続放棄

（2）（3）は家庭裁判所を通した手続で通常は（1）のケースが多いでしょう。

<死亡>

死亡の事実を知ったときから7日以内に市町村役場に届け出ます。（戸籍法86条第1項）届出には死亡診断書等を添付しなければなりませんが添付できないときはその事由を届出書に記載します。（戸籍法86条第2項、第3項）

→火葬、埋葬の許可

→銀行等への通知によって被相続人名義の口座の凍結

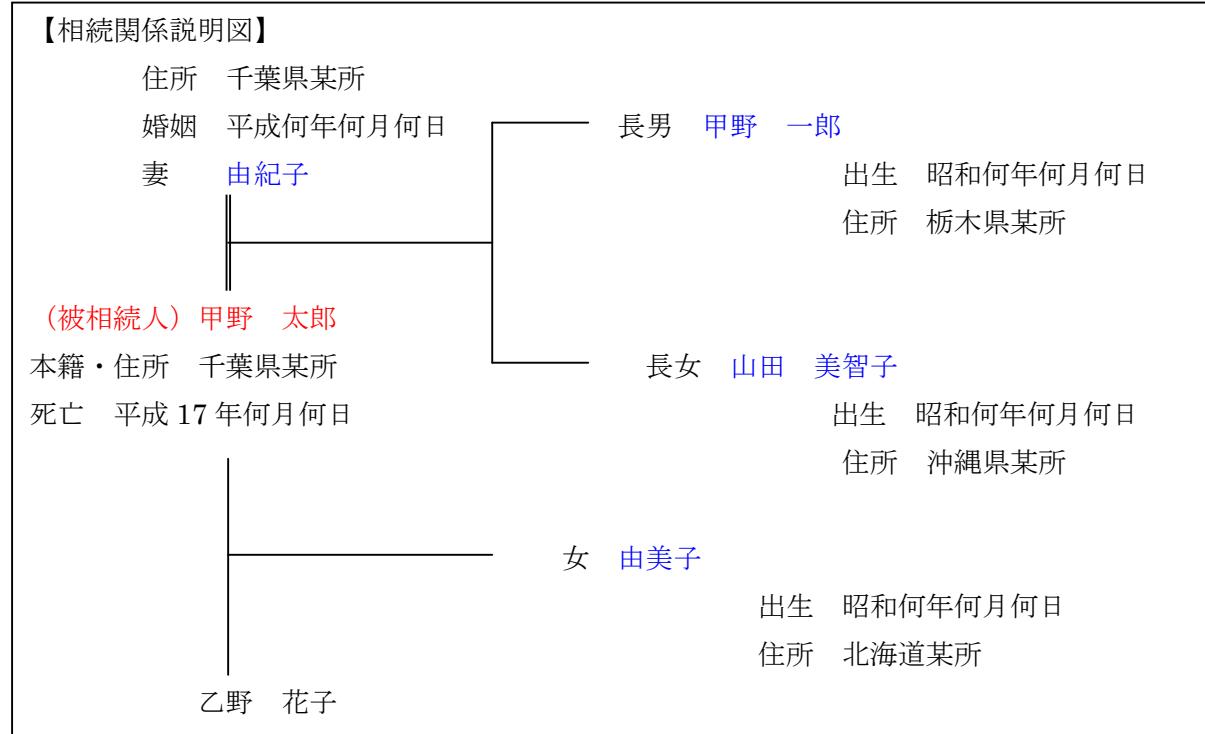
<遺言書>

公正証書以外の方法で作成された遺言書がある場合は家庭裁判所で検認の手続をしてもらいます。（民法第1004条第1項、第2項）

検認手続をしなかったことで直ちに遺言書が無効になるわけではありませんがこの手続をしないで遺言を執行したり、家庭裁判所外で遺言書を開封したりすると5万円以下の過料に処せられます。（民法第1005条）

<遺言書が無い場合>

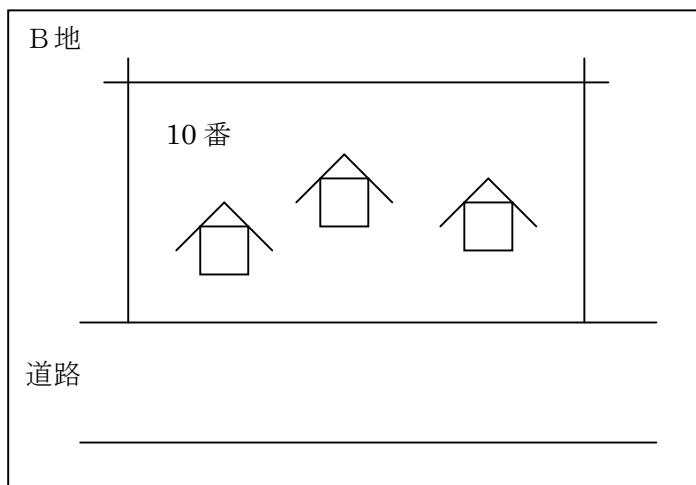
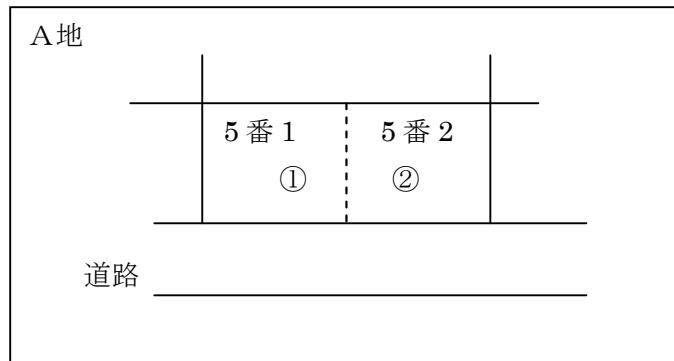
次に以下の事例で遺産分割協議に関して説明します。



被相続人甲野太郎が遺した不動産

土地 A地：千葉市某所 5 番 B地：千葉市某所 10 番 計 2 筆

建物 千葉市某所 10 番 B地内 3 棟 (内 2 棟未登記)



【遺産分割協議書】

被相続人甲野太郎の遺産については、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次の通り遺産を分割し、取得することに決定した。

一、相続人甲野由紀子が取得する財産

- 1、千葉市某所 10 番 宅地 856.78 m^2
- 2、同 家屋番号 10 番 の建物
- 3、同 居宅 木造瓦葺平家建 床面積 66.68 m^2
- 4、同 居宅 木造スレート葺平家建 床面積 76.48 m^2

二、相続人甲野一郎が取得する財産

- 1、千葉市某所 5 番 宅地 400.00 m^2 を分筆した 5 番 1 の土地 200.00 m^2

三、相続人山田美智子が取得する財産

- 1、千葉市某所 5 番 宅地 400.00 m^2 を分筆した 5 番 2 の土地 200.00 m^2

四、相続人乙野由美子が取得する財産

- 1、何銀行何支店の被相続人甲野太郎名義の定期預金一口元利合計何円及び何銀行何支店の被相続人名義の普通預金一口何円を取得する。

上記のような協議書を作つておくとA地を①、②に分筆する際、前面道路の境界確定立会には相続人全員が関与する必要はなく、甲野一郎と山田美智子の2名が立会えば足りることになり、また分筆の申請も同人2名からすんなりと申請できスムーズに事が運びます。

※遺産分割協議書記載上の注意点

既登記建物に関しては所在と家屋番号がしっかり明記されていればよいのですが未登記建物に関しては上記例のごとく建物の所在、種類、構造、床面積を明記してしっかり特定できるようにしておく必要があります。「その他2棟の建物」のようなあいまいな記述の協議書では法務局からクレームがついて取り下げ、次いで分割協議書の書き直し等の憂き目に会いますので要注意。

<遺産分割協議書が無い場合>

問題はかなり厄介になります。

まず相続財産すべてに共有推定が働き甲野由紀子(5/10)、甲野一郎(2/10)、山田美智子(2/10)、乙野由美子(1/10)の共有となり、甲野一郎と山田美智子がA地を2人で分けようとしても容易に行きません。

まず分筆に絡む道路の立会も全員関与しなければならず実印押印の手続等が思うように運ばず時間がかかるることは当然予測されます。実際各相続人の住所は北海道から沖縄までに渡っており交通も大変です。相続人が海外在住なんて場合はなおさらです。

また、分筆登記の申請にしても全員で申請しなければならず、相続登記をしてその後持分移転の登記をするなんていう金もかかり時間もかかるバカらしいことになってしまいます。

<ポイント>

後々の手続のことも考えて、相続が始まつたらなるべく早い時期に相続人同士で被相続人の遺産分割の協議をととのえておいた方が絶対に良いのです。